

議事の経過

開議 午前 10 時

○尾原進一議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に事務局長が諸般の報告をいたします。

事務局長。

○畑中真人事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数 14 人、全員出席であります。

以上で諸般の報告を終わります。

○尾原進一議長 これより日程に入ります。

日程第 1、議案第 1 号「固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件」を議題といたします。

これより本件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております本件については、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって、本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） 妙に質疑か討論かはつきりわからんですがですが、「固定資産評価委員の選任同意を求める件」、議案第 1 号ですね、そこで選任のほうはよろしいんですが、別の条例改正新旧対照表というのが見とってですね、その 13 ページに固定資産評価員というのが出てまして、現行、給料月額 47 万 5,000 円、固定資産評価員として改正後（案）47 万 5,000 円と出てますが、これは月額 47 万 5,000 円もやりゆうがででしょうか。僕が聞いた話では

○尾原進一議長 宇田さん、質疑じゃないですので、討論ですので、賛成か反対かを言わないかんがです。

○7 番（宇田卓志議員） 説明を求めるがはもういきませんか。

○尾原進一議長 質疑じゃないですので。討論ですので。

○7 番（宇田卓志議員） 失礼しました。

○尾原進一議長 ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 ほかに討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第 1 号「固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件」を採決い

たします。

なお、本件は選任同意を求めようとする者が3人でありますから、1人当ての採決をいたします。

まず、大北助正さんの選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立多数であります。よって大北助正さんの選任については同意することに決しました。

次に、中屋儀幸さんの選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立多数であります。よって中屋儀幸さんの選任については同意することに決しました。

次に、丸田良さんの選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立多数であります。よって丸田良さんの選任については同意することに決しました。

日程第2、議案第2号「安芸市立学校給食センター新築工事建築主体工事請負契約締結の件」、議案第3号「26 災市第11号穴内漁港海岸災害復旧工事請負契約締結の件」及び議案第47号「26 災市第13・14・15号穴内漁港海岸災害復旧工事請負契約締結の件」の3件を一括議題といたします。

これよりこれら3件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番 宇田卓志議員。

○7 番(宇田卓志議員) 第2号議案「給食センター新築工事建築主体工事請負契約締結の件」。どんどんどんどん進めていってますが、一体幾らで請け負うて、予定価格が何ぼで、落札率が何ぼで、そんなことがわかつちゅうがですか、皆さん。

議長にも質問ですが、さーさーさーさー読んでいったって、資料も一つもない。何ページにどこへ載つちゅうかばあのことは言うてですね、それから討議するなり質疑するなりせんことには、上っ面だけのんでいって皆賛成するんやったら賛成で全員一致で立てるか。

実際、安芸市立給食センター新築工事、これが2号議案、2億5,488万円。これは先ほど言うたように、どことどこがやとるのか。それはまた裏見ないかん。ほんで裏も見てこっちも見てやって、その中でもまた予定価格が何ぼかもわからん。落札率が何ぼかも資料がない。そんなことでどうやって審議できますか。審議する人に聞いてみたい。

○尾原進一議長 宇田さん。議案書に載ってますが。

○7 番(宇田卓志議員) 議案書に載ってませんよ。入札記録が載ってますか。何ページですか。指名業者と落札金額しか載っていません。予定価格が何ぼやったか、予算額が何ぼか、最低入札価格が幾らか、落札率が何ぼか。これでどういてわかりますか。今問題になつちゅうのは、

落札率 100%ですととととるきおかしい、やっとなるがですよ。これ落札率わからんでしょう、何%か。最低価格ぴったりかもわからん。最低制限価格ぴったりやったらどうしますか。何か僕は素人で初めての議員です。皆さんにばかにされるかもわからん。けんどこんなにだらだらだらやっていて、何やらわからんうちに賛成も反対もできんですよ。資料がない、一つも。

僕はここへ自分で特別に言うて取り寄せました。安芸市立給食センター新築工事建築主体工事、8社のうち、ここに8社載ってますはね、8社のうち3社が辞退しています。こんなことこれで見てわからん。落札率 97.4%。だからそういうたった1枚のこの入札記録さえなければですね、検討のしようがない。これで検討するいうたら検討できませんいうて外へ出ちょくしかないですよ。そのほかの工事もそうです。もうちっと資料をかちっとしてくれな、審議のしようがない。以上です。

すいません、議長、もう一度。

○尾原進一議長 質疑ですのね、一般質問じゃないのです。

○7 番（宇田卓志議員） はい、わかりました。

すいません、そしたら、検討資料として最低でも入札記録の添付を求めます。

○尾原進一議長 総務課長。

○植野浩二総務課長 7 番議員の御質問にお答えします。

議案書の中で議決していただく説明として議案書の後ろに議案説明書을載せておりますが、説明が、例えば契約案件において議員が言われた内容が入札記録等が今後必要ということの要望やと思いますが、議案説明いくつかいろんな皆様がいろんな御要望がある中で限られた中で掲載しております。今言われた内容も他市の例も見ながら、また議会に相談さしてもらって、今後入札記録が必要ということになれば、今後、議案説明につけていきたいというふうに考えております。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） 今後ということは今回はその資料はないがですか。ないままに賛成か反対か決めというがですか。

○尾原進一議長 総務課長。

○植野浩二総務課長 7 番議員の再質問にお答えします。

入札記録につきましては、議案書の説明には載っておりませんが、基本的に入札が終わればすぐ所管課の前に記録は掲載し、ホームページ等にも載せておる状態でございまして、議案書、個々いくつか資料等につきまして御要望があったときに現時点で即座になかなか対応しづらいところもありますので、できたら今後の対応とさせていただきたいと思っております。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） 3 号議案の「穴内漁港海岸災害復旧工事請負契約締結の件」、これについても何やらわかりません。予定価格も最低制限価格もどういうふうにして入札がされたか、資料が一つもありません。議案第 47 号、これもあります。しかし、ここですのね、今最低制限価格ぴったりということが問題になっておりますが、47 号の 26 災市第 13・14・15 号穴内漁港

海岸災害復旧工事、失格基準価格ぴったりの業者が2件あります。そういうことは皆さんわからんはずです。わからんずくに賛成してするからおかしなことになると思いますが、それでもまだ資料は出しませんか。

○尾原進一議長 総務課長。

○植野浩二総務課長 7番議員の御質問にお答えします。

建築主体工事の請負契約の締結の件につきましては、地方自治法第96条の1項第5号の規定に基づきまして、必要な契約の目的とか契約の方法、契約の金額を議決対象としまして議案書に記載し、その補足説明資料として議案書に説明資料を添えてます。議員の言われましたその入札記録等につきましても議会から協議させていただいた中で今後そういった資料が必要ということであれば、今後そういう形で対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番(宇田卓志議員) はい。それでは私は審議できませんので、退席させていただきます。

○尾原進一議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○尾原進一議長 ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら3件については、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって、これら3件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○尾原進一議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第2号「安芸市立学校給食センター新築工事建築主体工事請負契約締結の件」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第3号「26 災市第 11 号穴内漁港海岸災害復旧工事請負契約締結の件」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第47号「26 災市第 13・14・15 号穴内漁港海岸災害復旧工事請負契約締結の件」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長　起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第4号「安芸市行政手続条例の一部を改正する条例」から議案第17号「安芸市手数料徴収条例の一部を改正する条例」まで、議案第19号「安芸市内原野団地集会所の指定管理者の指定に関する件」、議案第21号「市道の路線認定の件」及び議案第22号「町字区域の変更の件」の17件を一括議題といたします。

これよりこれら17件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番　川島憲彦議員。

○10番(川島憲彦議員)　議案第5号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について、質疑を行います。

今回の一連の条例の整備については、教育委員会の委員長が廃止され、教育長の身分が特別職となるなど教育委員会制度の変更が行われるものであると認識するものですが、それに伴いこれまで教育委員から互選されていた教育長の選任が副市長の選任同様に市長の任命により議会で承認することや、教育大綱が首長部局で策定が義務づけられるようになるため、市長の権限が強められる結果となることで、教育が政治の介入を受けやすくなり、教育の中立性、独立性が損なわれることが強く懸念されるものです。戦前、戦中を通して教育が政治に支配され軍国教育が進められ、国民が戦争の協力者として強制的に総動員された忌まわしい時代がありました。その反省に立って教育の政治的中立性を確保がされてきたところであります。地方教育行政においても教育に関することは教育長部局で進め、地方政治においては首長部局で行い、明確に教育行政と政治を分離することを貫いてきましたが、教育大綱を首長部局で策定するなど大幅に地方の教育行政のあり方が変えられるものと考えるところでありますが、まず確認です。

私が先ほど指摘しました教育の独立性の確保などの議論などを十分行った上での条例改正なのか、まずお伺いをいたしたいと思います。

○尾原進一議長　副市長。

○小松敏伸副市長　10番議員の質問にお答えいたします。

教育の独立性の確認ということでございますが、議員御指摘のとおり基本的には法律の改正に伴うものでございますので、我々公務員としましては法律を確実に執行するという立場でございます。その点はあらかじめ御了承いただきたいと思います。その中で、例えば今回の指摘のとおり市長が任命をするということでございますけれども、原則は議会の同意を得なければならないということで議員の皆様の見識といたしますかそういうところへかかっておりますし、この条例の中で例えば、直接のこの条例ではございませんけれども、義務免の条例がございまして、義務免の承認につきましては政治の介入を省くということで教育委員会の承認というふうに、そういうような配慮もいたしております。大綱につきましても、予算の権限は市長が持っておりますので、その辺をスピーディーにやっていくために、教育委員会ではなしに首長部局で大綱も定め

るというようなことが図られておるということでございますので、一定、議員の御指摘の、我々が地方自治体でできるところは教育の独立の確保という観点では、一定配慮はしているというふうには感じております。以上です。

○尾原進一議長 10 番 川島憲彦議員。

○10 番（川島憲彦議員） 先ほどのお答えは国の法律に基づいてやることであるということと、議会での承認を含めて教育委員の選任も議会で行いそういうことでは確保されておるという御答弁でありました。

次の質疑をさせていただきますが、教育大綱の策定が首長部局に新たに義務づけられたことは、教育長部局の役割を私は弱めることと認識をいたすところであります。これまで教育長部局と首長部局と明確にその権限や役割を区別してきたものが今後どのようなようになるか、まずお伺いしたいと思います。

例えば、ある事例です、学力テストを例に挙げますと、数年前、全国で唯一、犬山市が学力テストを実施しないという時期がありました。このとき、私の聞くところによりますと、市長は学力テストに積極的で実施を求めていたとありますが、当時の教育委員会での判断は過去の学力テストの実施における弊害が余りにも大きかったということで、学力テストは得策でないとして実施をしないということであったように私は記憶いたしているところであります。これらは地方教育行政における独自の判断として行われたものであります。

今回の条例では教育委員長が廃止され、教育委員会での審議やその中心的な役割や決定過程における議論のあり方でも教育委員長の廃止は大きな改変であると認識するものであります。また、市長権限の強化により、例えば先ほど私が指摘いたしました国の方針で全国の市町村で学力テストが行われる中で弊害を理由にして犬山市は独自の立場で学力テストをしなかったというようなところでありましたが、これらを比べてみますと、市長権限の強化によりこれらの教育の独立性が損なわれるものになると私は判断するところであります。政治からの独立性の確保、例えば学力テストを例に挙げましたが、その地方によって教育行政というものは教育委員とまた父兄、そしてまた教職員とかいうような連携のもとに決められていくべきであると思いますが、そこなところ今後どのように行っていくのか、改めてお伺いしたいと思います。

○尾原進一議長 教育長。

○森田直志教育長 10 番議員の御質問にお答えいたします。

一番御心配されているのは、政治的な中立性の確保ということを言われていると思われますけれども、それにはこのように書かれております。教育委員会は引き続き執行機関であるということで、もう 1 つ、総合教育会議で首長と協議し調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されてございますので、平行線をたどることもあろうと思います。以上でございます。

○尾原進一議長 10 番 川島憲彦議員。

○10 番（川島憲彦議員） 先ほど教育長の御答弁では、協議も行っていくということを含めて最終的には教育委員会決定するといったようなことで、案件によっては市長と平行線を保つと

ということがあり得るという御答弁でありました。しかし、今回のこの法律の改正はこのことだけではなしに、さきにさかのぼりますと、教育現場における日の丸、君が代のいわゆる半強制的と思われるようなことが学校現場でも行われております。そして、教育基本法が大幅に改定をされ、その内容も大きく変えられました。そういうような事態の中で今回のこの法律改正。国の決めたことに地方は従いなさいというような成り立ちであります。まさに国と地方における教育の自主性、独立性が非常に危うくなっておるということは指摘せざるを得ません。そういう観点に立って、今後安芸市の教育方針の決め方が具体的にどのように変わるのか、重なる質問となりますが、改めてお伺いをいたしておきたいと思います。

○尾原進一議長　教育長。

○森田直志教育長　10 番議員の再々質問にお答えいたします。

そのもとやはり教育委員会が策定をしております安芸市教育振興基本計画がもとになります。それで、大綱もですね、ここのところを参考にしてよろしいということでございますので、全部が全部大綱となるわけではございませんけれども、この教育委員会が決めました基本計画で進めていくようになると思います。以上でございます。

○尾原進一議長　ほかに質疑はありませんか。

12 番　安藝久美子議員。

○12 番（安藝久美子議員）　議案第 10 号「安芸市介護保険条例の一部を改正する条例」について質疑をします。

この条例は介護保険料を値上げするものですが、余りにも高い引き上げですので、これに至った具体的な経緯をお聞きをいたしたいと思います。

次に議案第 11 号「安芸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」から議案第 12 号、第 13 号、議案第 14 号、介護に関連した条例について、お伺いをいたします。

どこの施設や事業所に当たるのでしょうか。人員数が表に整理されていますが、登録人員と利用定員がふえたことになるのでしょうか。ほかに新しく変わったところがありますか。これらの条例改正で介護サービスや介護予防施策が変わるところがあるのでしょうか。お伺いいたします。

○尾原進一議長　市民課長。

○山崎富貴市民課長　12 番、安藝久美子議員の御質問にお答えいたします。

引き上げに至った経過という御質問でございますが、介護保険法では介護サービス費のうち利用者負担分を除いた費用の総額を公費と被保険者の保険料で半分ずつ負担するように定められております。事業計画期間 3 カ年におきまして必要となるサービスの事業量の推計を行うことで介護保険料を算出するわけですが、平成 27 年から 29 年が第 6 期の事業計画対象期間となっております。引き上げになった要因といたしましては、社会全体の年齢別の人口の増減によりまして、第 1 号被保険者、65 歳以上の被保険者ですけれども、負担割合が 1 % 引き上げられ 22% になったこと、それから第 4 期、第 5 期にありました国や県の軽減措置がなくなったこと、それと安芸

市におきましては第5期の改定の際に負担を抑制するために介護給付準備基金約7,000万円を取り崩し、さらに想定以上に給付費が膨らんだことが保険料を押し上げた要因でございます。

続いて、議案第11号から14号についての御質問に対しまして、一括してお答えをさせていただきたいと思っております。

どこの施設や事業所がこの改正に伴うものに当たるのかということでございますけれども、安芸市におきましては小規模多機能型居宅介護事業所南風、認知症対応型通所介護デイサービスいおき、認知症対応型共同生活介護グループホームあい、グループホーム安芸、グループホームひのこの館等が該当いたします。

議案第12号「安芸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスの1日当たりの利用定員、事業所の登録定員に応じて定められているところでございますが、その登録定員の上限が「25人以下」から「29人以下」に引き上げられたことが主な改正点でございます。新しく変わったところということですが、今まで国が定めておりました基準を条例によって定めるものでございまして、施策等が変わることはございません。

以上でございます。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番（安藝久美子議員） 第5期で基金も使い果たしたという感じですが、市民にとってはこの値上げというのは大変なところであります。介護保険の審議会があると思いますが、その中でこの第6期の審議をしたと思いますが、この料金について本当に切り詰めて考えた施策なのでしょうか。どういうふうな段階を踏んで料金を決めたのでしょうか。お伺いいたします。

○尾原進一議長 市民課長。

○山崎富貴市民課長 12番、安藝久美子議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの御質問でございますが、この保険料決定に当たりましては、第6期介護保険事業計画策定委員会の中で審議してきたところでございます。その金額につきましては、先ほど御説明申し上げましたけれども、3年間に必要なサービス量を推計いたしまして、そのことを賄う保険料ということで設定しているところでございます。今後につきましては、その金額につきまして市民の皆様にご負担をいただくところなんですけれども、介護予防、元気な高齢者を支援していく、そういったところにシフト変更といいますかして、給付費がこれ以上上がらないように努めていく施策を展開していきたいと思っております。以上です。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番（安藝久美子議員） 第6期の介護保険料の中にはそしたらほかに施設がふえるということも計画があるのでしょうか。

○尾原進一議長 市民課長。

○山崎富貴市民課長 12番議員の再々質問にお答えいたします。

開会の日の市長の施政方針の中でも申し上げたところでございますけれども、第6期の期間中には特養の施設整備についても含まれているところでございます。

○尾原進一議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時48分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市民課長。

○山崎富貴市民課長 大変失礼しました。12番議員の再々質問にお答えいたします。

特養の分もございますが、認知症対応型グループホームの開設準備も含まれております。施設整備につきましては、その2点が主なものでございます。

○尾原進一議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○尾原進一議長 ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより委員会付託を行います。ただいま議題となっておりますこれら17件のうち、総務文教委員会には議案第4号から9号まで、及び19号の7件を、産業厚生委員会には議案第10号から17号まで、議案第21号及び22号の10件をそれぞれ付託いたします。

日程第4、議案第18号「安芸広域市町村圏事務組合規約の変更について」及び議案第20号「財産の取得について」の2件を一括議題といたします。

これより、これら2件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) 議案第20号「財産の取得について」質問いたします。

この指名入札については、指名審査会は開かれましたでしょうか。そして予算は幾らでしょうか。予定価格は幾らでしょうか。最低制限価格は幾らでしょうか。落札率は幾らでしょうか。

○尾原進一議長 企画調整課長。

○野川哲男企画調整課長 7番議員の御質問にお答えします。

まず指名業者選定審査会ですけれども、これは開催して審査をしております。

予定価格は1億2,175万9,000円で、落札率は95.3%でございます。最低制限価格は設定をしております。ちょっと予算額は手元に資料がございませんので、後刻御説明したいと思います。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) こういったことをですね、今1億1,600万円、落札金額なんです、こういったことが議員によくわかるようにですね、資料を整えてくれんと、審議のしようがないというような気がします。そして、指名審査会が開かれたと言われましたけれども、これは財産の取得については指名審査会を開く必要がないということをこの間の消防車両の購入などでよく言われてましたが、今回は指名審査会を開いたと。その理由をお伺いします。

○尾原進一議長 企画調整課長。

○野川哲男企画調整課長 7 番議員の再質問にお答えします。

業者選定審査委員会につきましては、議会での指摘を受けましてその後見直して開催したものでございます。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） ありがとうございます。それでですね、指名審査会を開いていただいたということで、今後とも高額なものについては指名審査会を開いていただきたいと思います。

最後の質問ですが、指名業者に安芸市内の業者が 1 社も入っておりません。できるだけ市内業者を使ってこういった財産の取得及び工事をしていただきたいとこのように思うわけですが、その理由を聞かせてください。

○尾原進一議長 企画調整課長。

○野川哲男企画調整課長 7 番議員の再々質問にお答えいたします。

業者の選定に当たりましては、学校給食 2,000 食以上の厨房機器の納入実績が 5 年以内にあり、保守点検の際に迅速に対応できるよう四国内に営業所がある 6 社を選定しておりまして、これに該当する事業所が安芸市になかったことから、安芸市内からは選定をしておりません。

以上でございます。

○尾原進一議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら 2 件については委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よってこれら 2 件については委員会への付託を省略することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 57 分

再開 午前 11 時 3 分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 別に討論もなければ、討論を終結いたします。

これより、議案第 18 号「安芸広域市町村圏事務組合規約の変更について」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 20 号「財産の取得について」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 23 号「平成 26 年度安芸市一般会計補正予算（第 8 号）」から議案第 34 号「平成 26 年度安芸市水道事業会計補正予算（第 3 号）」までの 12 件を一括議題といたします。

これよりこれら 12 件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

6 番 山下裕議員。

○6 番（山下 裕議員） 議案第 23 号「平成 26 年度安芸市一般会計補正予算（第 8 号）」について伺います。

補正予算書 74 ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目環境衛生費、15 節工事請負費 9,934 万 3,000 円についてですが、委託した造成工事の実施計画設計書はでき上がっていますか。それとこの造成工事の造成面積、工期、工法など工事の概要を伺います。

○尾原進一議長 環境課長。

○山崎孝志環境課長 6 番議員の御質問にお答えします。

実施設計書は今のところまだでき上がっておりません。続いて造成面積につきましては、約 3,800 平方メートルぐらい確保できるんじゃないかという。それと工期につきましては、標準工期としましては約 8 カ月を見込んでおります。工法につきましてはすいません、今実施設計が、成果品がまだできておりませんので、詳細につきましては逐一議会のほうへ御説明させていただきたいと思っております。

○尾原進一議長 6 番 山下裕議員。

○6 番（山下 裕議員） なぜ聞くかと言いますと、火葬場建設に関しては、その経過等を踏まえても、その重要性からも事前に議会に説明があつてしかるべきと考えますが、十分な説明がされていません。聞くところによると、市道黒瀬谷線へ建設されている水道施設は安芸市の施設ではないと聞いているが、広域との協議はどうなっているかなどわからないことが多くあります。特に、造成費は地元説明会では 4,300 万円から 6,000 万円と説明していながら、一挙に 1 億円にはね上がることにについて、どう考えているか。当初予定地の西浜と造成費及び全体事業を比較した場合どうなのか、伺います。

○尾原進一議長 副市長。

○小松敏伸副市長 6 番議員の再質問にお答えいたします。

自分のほうでは広域との関係につきまして御答弁させていただきます。まず、議員御指摘のとおり、メルトセンターへ行く水道施設につきましては広域の施設でございます。現在、広域のほうと協議しまして、広域からリサイクルプラザのほうへ子メーターをつけて水をわけていただいております。で、その子メーターから再度新しい火葬場へ水をわけていただくように市長のほう